

手当を受給するには？

児童扶養手当を受給するには、以下の手続きが必要となります。
この手当は、受給資格があっても請求しないと支給されませんので注意してください。

①認定請求書及び各種添付書類の提出

提出先は那珂市保健福祉部こども課 子育て支援グループ（市役所本庁舎2階）です。

※「各種添付書類」とは、申請者のかた及び支給対象児童の戸籍全部事項証明（戸籍謄本）をはじめとする各種書類です。

手当を受給するかたの支給要件によって添付する書類が異なりますので、こども課子育て支援グループにてご確認ください。

注 意

認定請求書の提出に際し、担当者が請求するに至った事情、ご家庭の状況等プライベートに踏み込んだ内容について確認をさせていただきます。

これは、受給資格のないかたに手当を誤って支払ってしまうことを防ぐために行うことですので、ご了承願います。

なお、ここでお聞きした内容を他へ漏らすことはありませんのでご安心ください。

②認定審査

①で提出された認定請求書及び各種添付書類を、福祉事務所において審査し認定するかどうかを決定します。

③認定通知書等の送付及び児童扶養手当証書の交付

②で認定となったかたには認定通知書により認定となった旨のお知らせをします。

また、児童扶養手当では所得の制限を設けているため、手当が一部支給となる場合があります。その場合は認定通知書とともに、一部停止となった額の分の支給停止通知書を送付します。

そのほか、児童扶養手当を受給していることを証明する児童扶養手当証書を交付します。

また、所得の制限により手当が支給とならなかった（全部停止となった）かたにつきましては、証書の交付はありません。

※証書は、手当の受給資格を証する書類ですから、受領後大切に保管してください。証書を他人に譲り渡したり、質に入れたりすることはできません。